

松江市告示第 196 号

松江市母子保健推進員認定要綱（平成 25 年松江市告示第 290 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(認定)</p> <p>第 2 条 市長は、松江市に在住する <u>18 歳</u>以上の心身共に健康な者で、次の各号のいずれかに該当するものを推進員として認定する。</p> <p>(1) <u>松江市母子保健推進員協議会から認定の推薦を受けた者</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(2)</u> 推進員の認定を受けたことがある者</p> <p>2・3 略</p>	<p>(認定)</p> <p>第 2 条 市長は、松江市に在住する <u>20 歳</u>以上の心身共に健康な者で、次の各号のいずれかに該当するものを推進員として認定する。</p> <p>(1) <u>松江市母子保健推進員設置要綱(平成 17 年 4 月 1 日制定)に基づき市長から推進員に委嘱され、その職務を良好に全うした者</u></p> <p><u>(2)</u> <u>市が開催する地域の子育て支援活動に係る必要な知識を習得するための研修会に参加した者</u></p> <p><u>(3)</u> 推進員の認定を受けたことがある者</p> <p>2・3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の際現にこの告示による改正前の第 2 条第 1 項の規定により母子保健推進員の認

定を受けている者は、改正後の同項による認定を受けているものとみなす。この場合において、当該認定に係る有効期間については、なお従前の例による。